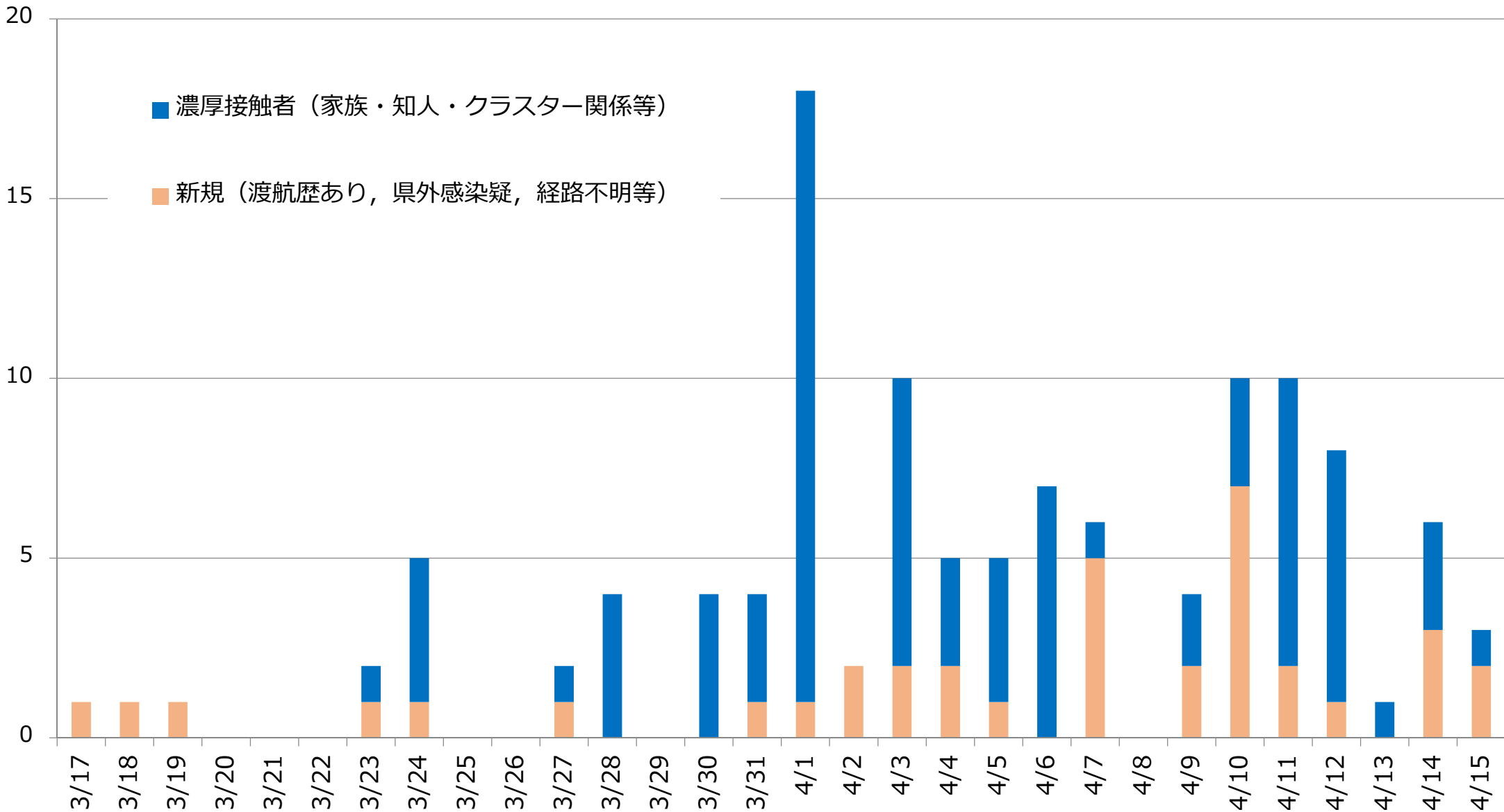


茨城県内における新型コロナウイルス感染症例発生状況

(名)

- 濃厚接触者（家族・知人・クラスター関係等）
- 新規（渡航歴あり，県外感染疑，経路不明等）

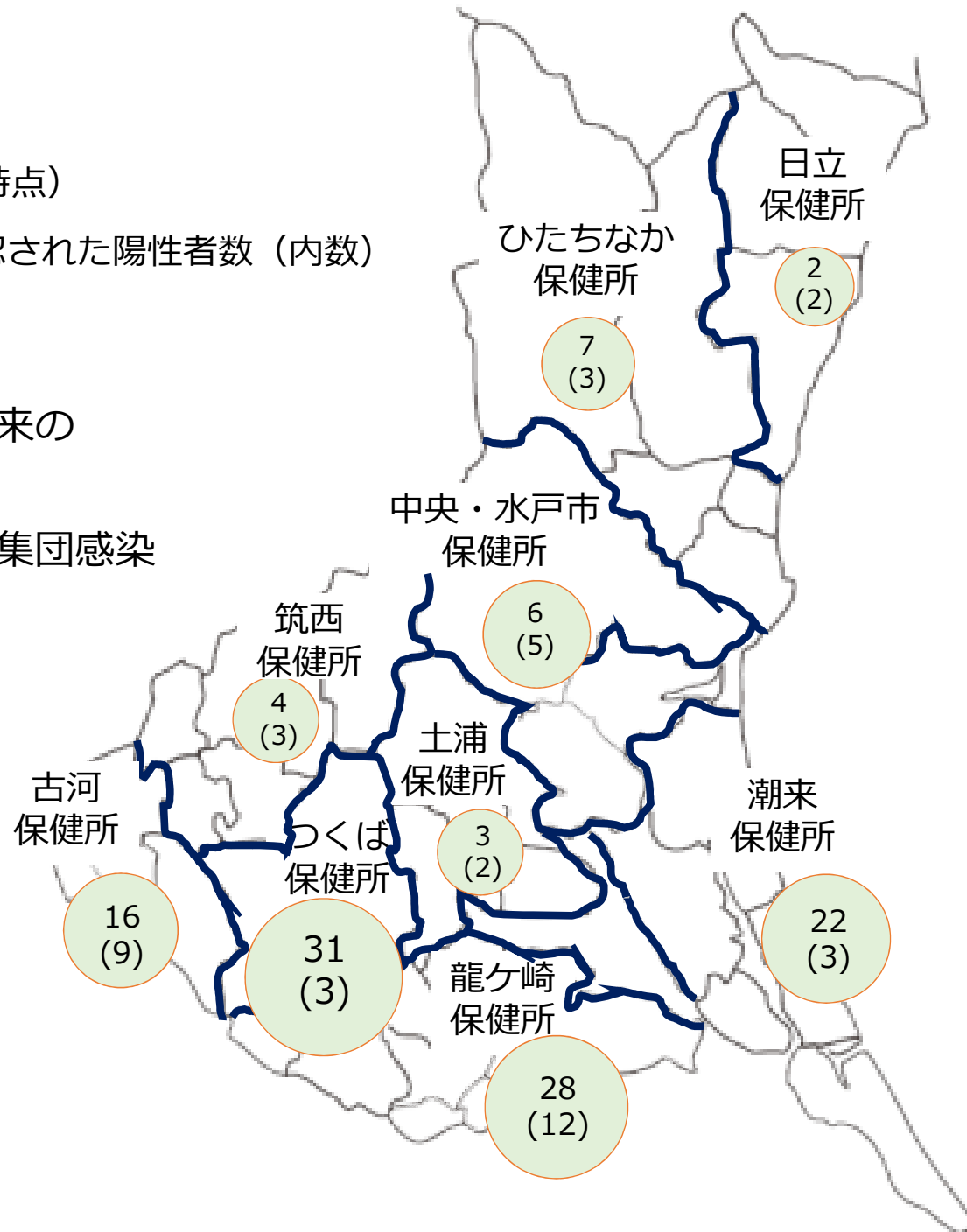


保健所管轄ごとの陽性者数

陽性者 119名 (2020.4.15発表時点)

() は, 4/9~15に確認された陽性者数 (内数)

- ◆ 県内全域で陽性者を確認
- ◆ 全域で東京圏からの移動者由来の感染を確認
- ◆ 県南, 鹿行, 県西地域では, 集団感染の発生により多数の陽性者



県内における新型コロナウイルス感染症クラスターの状況 (2020.4.16現在)

《JAとりで総合医療センター》



《ハミングハウス (神栖市・障害福祉サービス事業所)》






《アレーテル・つくば (介護老人保健施設)》



※丸数字は陽性確認者番号

新型コロナウイルスに係る入院体制

患者数の増加に備え、受入れ体制が整った病床数を119床（運用86床）から151床へ拡充

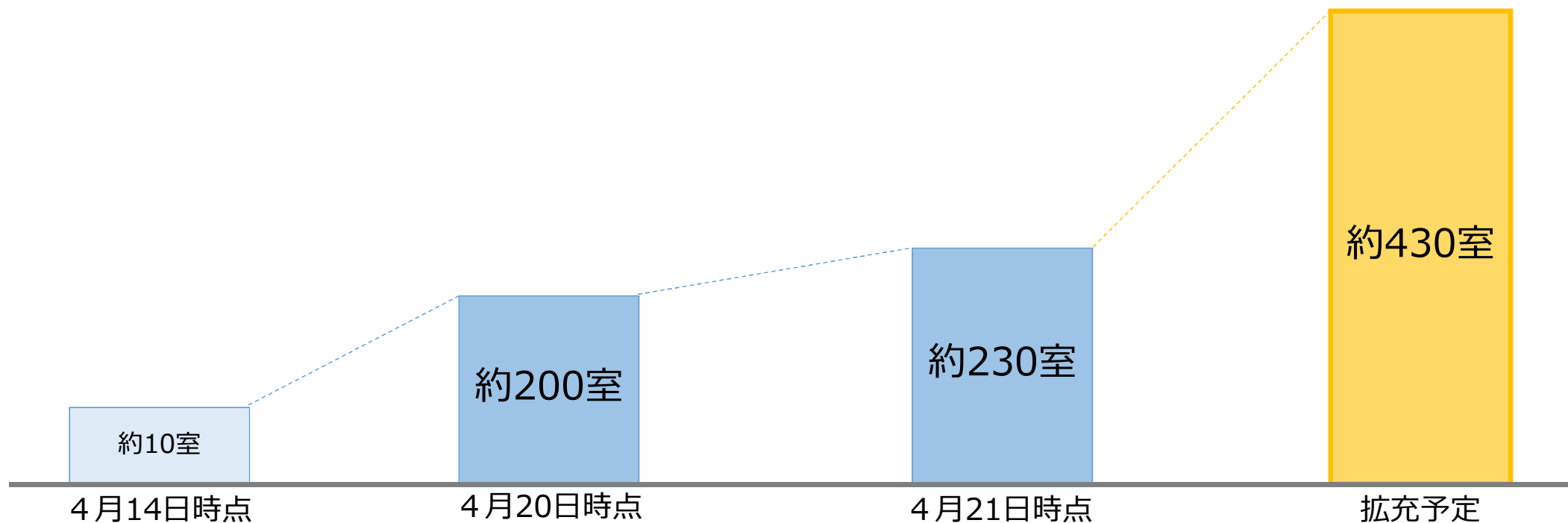
	現在の病床数	入院患者数		拡充後病床数
 重症 (人工呼吸器使用)	14床	6名	▶	30 床
 中等症 (酸素吸入等、入院加療が必要)	105床	16名	▶	121 床
 軽症		56名		
計	119床	78名	▶	151 床

※現在119床のうち、院内感染防止の観点から、感染症指定医療機関を中心に、86床で運用中

県民の生命・身体の安全を確保するため、医療従事者は日夜懸命に闘っているにもかかわらず、偏見に基づく風評被害が確認されており、県としては極めて遺憾

軽症者・無症状者の受入れ体制

重症・中等症の患者に必要な医療が提供できるよう、軽症・無症状の患者を宿泊施設等で受入れ



- 公的・民間4施設で約230室確保済み
- 4月14日から受入れ開始（現在3名）

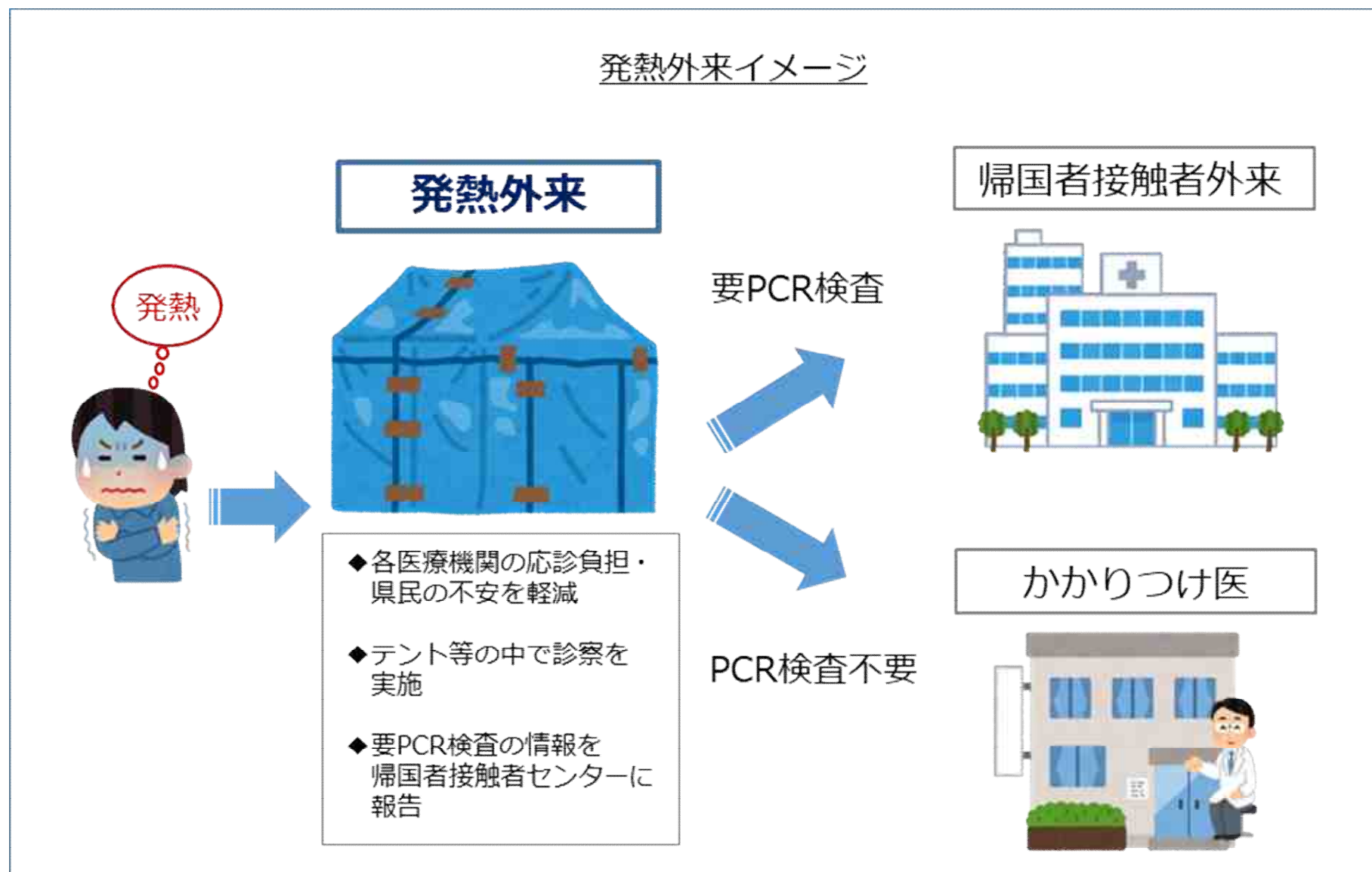
県央地域でも
受入れ施設拡充

感染症対策の専門家の指導の下、適切な施設の運用体制により、
施設周辺への感染拡大の可能性を徹底的に排除

新型コロナウイルス感染症対策に係る「発熱外来」設置に際しての協力要請

院内感染や患者のたらい回し防止の観点から、

茨城県医師会に「発熱外来」設置への協力を要請



緊急事態宣言を要請

(現状の課題)

- ① 首都圏（緊急事態宣言の対象区域）からの人の流入
- ② 対象区域にならないと法的措置に基づく休業要請ができない

医師少数県の本県では
医療崩壊のリスクが高い

本日、緊急事態宣言対象区域に本県を加えることを要請

【要請先】 西村 内閣府特命大臣（経済政策）

【要請内容】 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に本県を追加すること

【背景】 ・県民の皆様の生活を守るうえで、経済活動を維持していくことが非常に大切
・感染拡大を防止するためには、私権の制限を含めた更なる措置が必要

法的根拠に基づくことが適当

「3つの密」が重なりやすい施設における感染防止対策ガイドライン(例)

既に県内にお住いの皆様には、不要不急の外出を自粛するようお願いしておりますが、緊急事態宣言対象地域からの県内流入事例が確認されていることを踏まえ、緊急事態宣言が出される当面の間、**「3つの密」が重なりやすい施設について、業界の特性に応じて以下の取組をお願いしてまいります。**

【パチンコ店の取組例】

1. 社会的距離の確保(2メートル以上)

※座席を一つ以上空ける

※列で並ぶ際や喫煙所、休憩所においては、周囲の人との社会的距離を保つようテープ等で表示

2. 従業員及び来客者へのマスク着用や手洗いの徹底

3. 換気の徹底

※2方向以上の窓を毎時2回以上換気

4. 消毒液の設置、複数の利用者が使用するものの定期的な消毒の徹底

※お客の入れ替わりごとに消毒を実施

5. 緊急事態宣言の対象地域からの来客者に対し、入店自粛の協力を強くお願いする張紙の店頭掲示